

新型コロナウイルス感染症における児童生徒の出席停止等の基準の変更について

令和 5 年 5 月 8 日
五ヶ瀬町教育委員会

校長は、感染症の罹患者、または疑いのある児童生徒がいる場合は、「学校保健安全法第 19 条」に基づく出席停止の措置を行う。

- 1 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とする。
- 2 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から 5 日を経過するまでを基準とする。
- 3 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。
- 4 「発症した後五日を経過」や「症状が軽快した後一日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算する。
- 5 出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨する。また、児童生徒の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行う。
- 6 施行規則第 19 条第 2 号のただし書の規定により、同号で示す基準より出席停止の期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症においては、基本的に想定されない。
- 7 従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われないこと等を踏まえ、
 - ・ 同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等
 - ・ 学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はない。

8 感染が不安で学校を休ませたいと申し出等があった場合

生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断し、自宅待機とする場合には、

指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録し、欠席にしないなどの柔軟な取扱いも可能とする。

9 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等

医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等については、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をする。登校すべきでないと判断した場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒または保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。また、指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引き等日数」として記録を行う。

※ 「1」から「6」までについては、「学校保健安全法第19条」に基づく出席停止とする。また、「8・9」の場合、「非常変災等児童生徒または保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする。指導要録上は、「出席停止・忌引き等日数」として記録する。

10 **個人情報保護に十分留意**し、冷静に状況を把握しながら適切な対応をとる。

- ◆ 町内の感染の状況を鑑みながら、児童生徒の安全・安心を最優先に対応していく。
- ◆ 判断に迷うケースが生じた場合など、町教委・各校校長と緊密に連携して対応していく。